

# 東教育財団だより

発行所  
公益財団法人  
東教育財団

大阪市中央区南本町  
2丁目2番11号  
堺筋本町西尾ビル6階

電話06(6262)7363

発行責任者 北井保行

## 令和二年度事業報告 及び決算の概要

コロナ禍の収束が見通せない中、令和二年度事業報告及び決算並びに監査報告を審議する理事会は、感染防止措置を講じたうえで、五月二十一日に予定どおり開催したが、六月十一日開催予定の評議員会は、理事会に比し出席者が多いので、開催を取り止め、書面表決に切り替えた。

### ◆ 事業報告

#### 一 助成事業

##### ① 学校教育事業助成

六、三九七、〇〇〇円

- ・幼稚園 (二一件) 一、八八五、〇〇〇円
- ・小学校 (七件) 三、〇五三、〇〇〇円
- ・中学校 (四件) 一、四五九、〇〇〇円

##### ② 社会教育事業助成

二、六八九、〇〇〇円

- ・社会教育 (一〇件) 二、三八九、〇〇〇円
- ・生涯学習 (三件) 三〇〇、〇〇〇円



(5月21日開催「理事会」会議風景)

##### ③ 地域文化事業助成

三、四三〇、〇〇〇円

- ・地域文化 (二〇件) 二、三八〇、〇〇〇円
- ・まちづくり (八件) 一、〇五〇、〇〇〇円

#### 二 特定費用準備資金

##### 積立金事業

##### ① 校園周年記念特別事業助成積立金(平成三〇年度設定)

令和二年度同事業実施校園分七  
五万円を取崩した。

##### ② 外国語対応教育環境充実助成積立金(令和元年度設定)

令和二年度に大阪市こども青少年局から幼稚園に携帯型翻訳機の配付があり、配付を受けた幼稚園では外国語対応教育環境充実助成加算金が不要となり、一方、令和二年度の調査で新たに携帯型翻訳機の追加購入に必要な助成金を要望しているところがあったので、計画の一部を修正し、二年度同事業実施校園分一四万七千円を取崩し、計画どおり五万七千円を積立てた。

##### ③ 基本財産運用益減収対策積立資金(令和二年度設定)

現下の超低金利状況からの脱却が見通せない中、額面三億円の利付国債(年利一・四〇%)が令和四年一二月に、額面十億円の利付国債(年利一・九〇%)が令和七年六月に満期償還となり、令和五

年度以降大幅な収支不足が予測され、この収支不足を補填する必要があることから、新たな特定費用準備資金として「基本財産運用益減収対策積立資金」を設定し、六五〇万円を積立てた。

### ◆ 決算

#### ○ 収入(経常収益計)

- (前年度比) 三三、一三七、二〇二円
- △一七三、三六三円
- ・基本財産利息 三三、一三七、一三三円
- ・受取利息収益 七九円

#### ○ 支出(経常費用計)

- (前年度比) 二八、一七〇、六三六円
- △二、五五二、五四八円
- ※ 支出の大幅減は、コロナ禍による助成事業中止により、助成金が返還されたこと等による。
- ・事業費計 一八、四一三、七九九円
- ・管理費計 九、七五六、八三七円

- (前年度比) △二、〇〇二、四二〇円
- △五六〇、二二八円

### ○差引(当期経常増減)

五〇六六、五六六円

※ 校園周年記念特別事業助成積立金の令和二年度取崩額七五万円を加え、更に外国語対応教育環境充実助成積立金の令和二年度取崩額一四万七千円を加え、令和二年度積立額五三万七千円を引き、新たに設定した基本財産運用益減収対策積立資金の令和二年度積立額六五〇万円を引くと、収支相償額は△七三、四三四円となり適合する。

### ◆役員改選

評議員会の開催を取り止め、書面表決に切り替え、全評議員の同意を得た六月十四日をもって二年の任期が満了する理事十名及び監事三名の選任が行われ、理事九名及び監事二名は再任され、年齢制限規定に該当する理事一名が交代した。

役員の選任手続きを公正かつ円滑に行うため、評議員会での選任に先立って、「役員候補者選考委員会」において役員候補者の選考が行われた。



(5月24日開催「役員候補者選考委員会」風景)

#### 一 理事(再任)

(地域代表者)

- 橋本 英男 (愛旦)
- 富樫 龍健 (集英)
- 梅本 憲史 (中大江)
- 伊藤 弘一郎 (南大江)

(有識者)

- 赤銅 久和 (学校教育)
- 高橋 哲也 (学校教育)
- 井谷 正美 (学校教育)
- 岩崎 恵久 (行政)
- 榎野 勝 (元行政)

#### 二 理事(新任)

(地域代表者)



黒石 力 (玉造)

#### 三 監事(再任)

- 木下 修二 (元評議員)
- 野上 俊二 (行政相談員)
- 沼田 宏 (前財団事務局長)

#### 四 理事長等の選定

六月十五日に理事会が開催され、理事長、会計理事及び審査理事の選定が行われ、次のとおり決定した。

- 理事長 榎野 勝 (再任)
- 会計理事 富樫 龍健 (再任)
- 審査理事 梅本 憲史 (再任)

#### 清水隆司氏 理事退任

「評議員及び役員候補者の年齢制限にかかる内規」により、清水隆司氏が理事を退任されました。

清水氏は、評議員(十五年)・理事(十五年)を長年つとめられ、財団の充実・発展に貢献されました。心から感謝申し上げます。

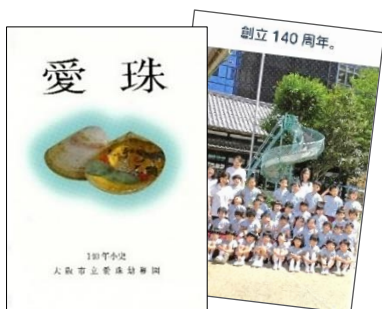
### 助成事業の紹介

令和二年度に助成した事業の具体例を紹介する。

当初計画どおり実施できた事業もあるが、コロナ禍の影響で、実施時期や実施方法を変更したものの、事業実施を取り止め所要物品の調達に変更したもの等がある。

#### 学校教育事業助成

#### 「二四〇周年記念事業」



(愛珠幼稚園創立140周年記念誌)

愛珠幼稚園では、創立二四〇周年を記念して、園の歴史と教育を小史にまとめた記念誌を作成し、保護者や地域の方に配布した。

(助成額二〇万円)

「吹奏楽部活動及び演奏会」

東中学校の吹奏楽部では、コロナ対策を行って練習を続け、学校行事(体育大会・文化発表会等)での演奏活動を行うとともに、地域へ感謝の気持ちを伝える「サンクスコンサート」もコロナ禍に配慮して関係者のみで行った。

(助成額二四万六千円)



(「サンクスコンサート」風景)

社会教育事業助成

「子どもの健全育成

および環境整備事業」

中央区子ども会育成連合協議会



(ソフトボール大会風景)

では、コロナ禍の影響で縮小しながらも、キックベースボール大会やソフトボール大会、また、それらの審判講習会を実施し、さらに、トランペット鼓隊の練習と出演も縮小して行い、子どもの交流と健全育成を図るとともに、音楽に親しむ文化的教養の育成に寄与した。

(助成額四〇万円)

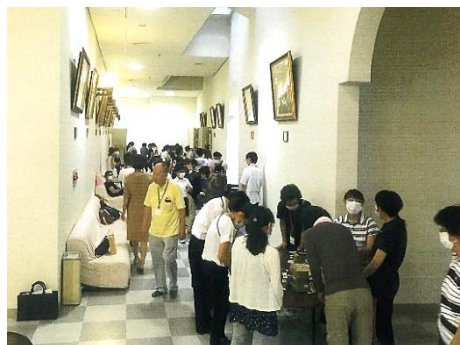
地域文化事業助成

「愛日文庫曝書・勉強会」

愛日文庫を守る会では、愛日文庫を後世に伝えていくため、八月

二九日に曝書を行うとともに、コロナ禍で六回を四回に減じたものの勉強会を開催した。また、開平小児童を対象に曝書の日に文庫の説明・授業を行った。

(助成額六万円)



(愛日文庫曝書風景)

地域まちづくり事業助成

「開平地域子育て支援事業」

開平校下と中央区内の〇歳児から三歳児までの未就園児の親子を対象に「春風コンサート」を開催し、楽器に身近に触れ、音楽を通して地域で子どもを見守り、支



(「春風コンサート」風景)

えるコミュニティづくりを図った。

(助成額三万円)

助成事業の中止

令和二年度に助成した事業で、新型コロナウイルス感染症予防措置により、実施を取り止め、助成金を辞退又は返還されたものを紹介する。

「南大江小学校生涯学習ルーム」

(辞退額一〇万円)

「あったかまち祭り」

(返還額一五万円)

# おおさか 落ち穂拾い — 近畿と関西 —

今では「関西」という言い方がすっかり定着し、「近畿」はあまり使われないが、筆者が子どもの頃はむしろ近畿を多用した。

広辞苑によると、「畿」は「帝都より四方五百里以内の地」を意味し、「京都に近い国々、即ち山城・大和・河内・和泉・摂津の五箇国」を畿内といい、近畿とは「皇居の所在地に近い国々」の意味であるとす。だから、近畿には文明が普及し、民度が高くなりうる地域という意味が込められていたと思う。

今でも、大阪・京都・奈良・兵庫・滋賀・和歌山の二府四県を地理上「近畿地方」といい、「関西地方」とはいわれないが、最近の「道州制」議論における地域(ブロック)割りでは「関西州」である。

一方、「関東」は、広辞苑によると「昔、鈴鹿・不破・愛発の三つの

関所以東の諸国」をさした。しかし、今「関東地方」といえば、東京・茨城・千葉・埼玉・神奈川・栃木・群馬の都六県をさし、東京に中央政府も皇居もあるのであるから、この地域こそ近畿であるといえるが、今さら関東を近畿と呼びかえられないので、「首都圏」と称したりしている。

『日本史辞典』(角川書店)によると、関西を冠したことは「関西美術院」の一つだけであるが、関東のそれは多く、関東往還記・関東御公事・関東管領・関東郡代・関東郡奉行・関東御口入地・関東御領・関東十利・関東大震災・関東取締出役・関東評定伝・関東分國・関東ローム層の二三もある。

関西美術院(明治三九年設立)と関東大震災(大正二二年発生)、そして歴史用語でない関東ローム層を除く江戸期までの歴史用語に限ると、関西はゼロで、関東は一一となり、一般に関東に対して関西というようになったのは明治以降だということが分る。

日本の統治の仕組みを中央集権型から分権型社会に変える「地方分権改革」の必要性が叫ばれている。

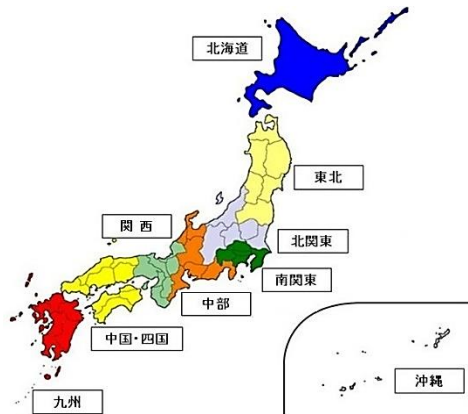
国に集中している権限や財源を地方に移譲し、国の関与をできるだけ減らし、住民の暮らしや福祉、まちづくりなどに関わることは、地方自治体が自らの判断と責任でできるようにすることである。

そのためには、まず基礎自治体を優先し、都道府県から多くの事務・権限を市町村に移譲する。その受け皿整備として、合併による市町村の大規模化、特例市制度の創設、中核市や指定都市への移行要件の緩和などが進められているが、明治二二年の「市制・町村制」実施以来、地方自治体との位置付けのもと住民自らが設計し変遷を重ねてきている市町村に合併を強いることには慎重であるべきである。

次に、広域行政体改革として、国(中央)と地方のあり方を見直し、国の役割を外交や防衛、金融などに重点化し、内政に関する大幅な権限を広域行政体に移譲する。しかし、経済圏・文化圏・生活圏などが府県域を越えて広域化しており、また、明治憲法下の府県は国の出先機関であったというマイナスイメージの残滓もあり、現行の都府県のままでは移譲される大幅な権限の受け

皿にしがたいので、一旦これを廃止して、一〇程度の広域自治体(地方政府)に再編(「道州制」の導入)する。

この地方分権改革の考え方が基本的に正しく、目指すべき方向であるので、「道州制」の実現こそ急ぐべきである。



(槇野 勝・記)

\* このコラム欄への投稿を募ります。テーマは「おおさか」です。

一五〇〇字程度でお願いいたします。